

木造住宅の耐震に係る支援制度

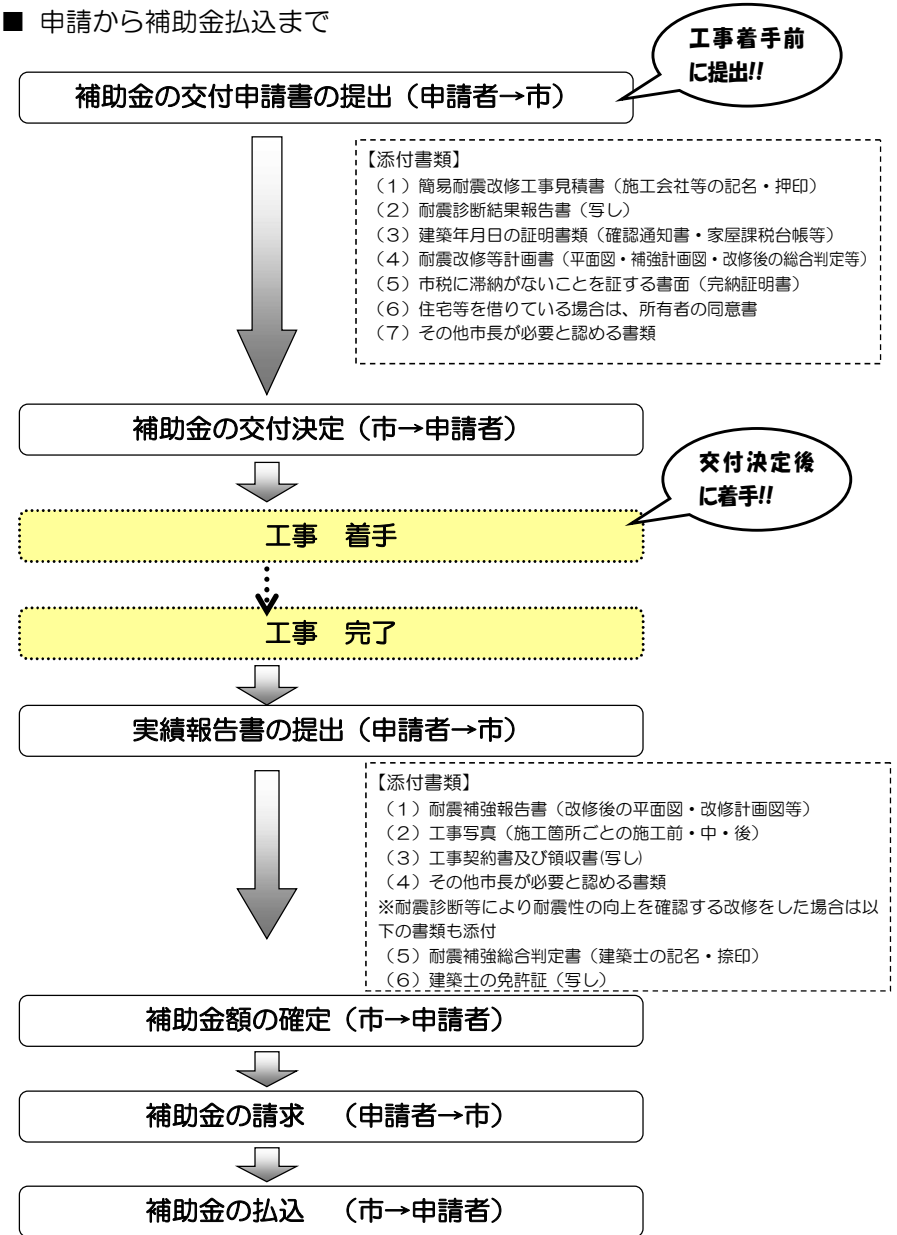
木造住宅「簡易耐震改修」事業補助金

～ 募集開始のお知らせ ～

簡易耐震改修をされる方に補助金を交付します！！

- 受付開始 令和6年5月8日(水曜日)から
- 決定方法 先着順
- 補助の要件
 - [対象住宅] ・木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工され現に完成しているもの
 - ・併用住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上が住宅であるもの
 - ・建築士が耐震診断し、その評点が1.0未満のもの
 - [補助要件] ・屋根を軽量化するなど京都府知事が定める簡易な改修の方法により耐震性を向上させること
 - ・宮津市内に本店を有する建築業者により耐震改修を実施するもの
 - ・申請者が市税を滞納していないこと
- 補助金額 最大40万円（補助対象額50万円）
- 補助率 5分の4

■ 申請から補助金払込まで



■ 申込み・お問い合わせ

建設部 都市住宅課 建築住宅係

(本館南棟3階 / 電話0772-45-1631)